

物価高騰対策臨時給付金

1世帯当たり70,000円支給のご案内

物価高騰対策臨時給付金（1世帯あたり7万円）は、住民税均等割非課税世帯を支援する新たな給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり **7万円**

給付金の支給時期

町が確認書（または申請書）を受理した日から3週間～4週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員が令和5年度「**住民税非課税**」の世帯
（住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯は対象外）



町から『**支給のお知らせ**』が届きます（**手続き不要**）

※電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（3万円）を受給した世帯で、令和5年1月2日以降転入者がいない世帯、令和5年6月2日以降世帯構成に異動がない世帯、及び世帯主の口座で受給した世帯は、指定日に**手続き不要**で7万円を振り込みます。

支給を辞退する場合、受取口座を変更する場合は、同封の届出書を提出してください。（令和6年1月22日（金）までに返送してください）

上記以外の世帯は手続きが必要です。

給付金の支給手続き

1 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、町から『**確認書**』が届きます。
- 中身を確認して、町に **返信してください**。（一部添付書類が必要な場合があります）

※期限厳守：令和6年2月29日（木）**ㄨ**

2 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方、令和5年度住民税未申告者がいる場合

- 上記世帯には、町から『**申請書**』が届きます。
- 給付金を受給するには、**申請が必要**です。申請書に必要事項を記載して、添付書類と一緒に、町の窓口^①に直接または郵送でご提出ください。

※期限厳守：令和6年2月29日（木）**ㄨ**

「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください！

自宅や職場などに国・県・町の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、町や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

本給付金は、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」により、差押禁止等及び非課税の対象です。

お問い合わせ

身延町 福祉保健課 福祉担当 「物価高騰対策臨時給付金」窓口

☎ 0556-20-4611 受付時間 平日8:30~17:15